

各所属所長 殿

公立学校共済組合徳島支部長
(公 印 省 略)

転入者等に係る三歳未満養育特例の申し出について（依頼）

日ごろは、共済組合の業務等に御理解と御協力頂き、感謝申し上げます。

さて、三歳未満養育特例の制度については、これまでも広報誌等により周知を図っていたところですが、平成31年度の人事異動等で公立学校共済組合の資格を取得した方のうち、前の共済組合等で三歳未満養育特例の申出をされており、引き続きこの制度の適用を受けたい方については、所属する共済組合等が変更なることにより、改めて公立学校共済組合徳島支部に対して三歳未満養育特例の申出が必要となります。

つきましては、貴所属において周知していただくとともに、組合員から申出がありましたら、事務手続きをよろしくお願いします。

（注）前の共済組合等には、公立学校共済組合の他県支部を含みます。

- 1 提出書類 3歳未満の子を養育する旨の申出書
- 2 添付書類 福利厚生のおしよりの40頁を参照してください。

（問い合わせ先）
県教育委員会福利厚生課内
公立学校共済組合徳島支部
給付・年金第一担当
TEL 088-621-3182

